

医療保険制度における70歳から74歳までの患者負担特例措置
の継続に関する意見書（案）

現在、医療保険制度においては、70歳から74歳までの患者負担割合について、2割負担と法定されている中で、毎年度、予算措置によって1割負担に凍結する特例措置が採られている。これは、何より高齢者の生活実態から見れば、とても負担増が可能な状況にはないことにほかならない。そして、こうしたことにもかかわらず、政府は、衆議院の解散直前に年金受給額の更なる減額につながる法律改正を強行した。

厚生労働省の調査によれば、東京の高齢者の国民年金受給額は平均月額5万4,000円に過ぎず、高齢者世帯で貯蓄額が400万円未満の世帯は約4割で、貯蓄のない世帯も1割を超えていると示されており、一度でも病気やけがなどで入院すれば、たちまち貯蓄が底をついてしまうような状況にある。

また、日本医師会が平成24年9月に発表した「患者窓口負担についてのアンケート調査」の結果報告では、「過去1年間に経済的な理由により受診しなかったこと」がある患者は約1割であり、このうち半数強が「受診を控えた結果症状が悪化した」と回答している。また、「受診差し控えを経験した患者の割合は、患者一部負担割合に比例して多く、2割負担以上で1割を超える」とし、所得格差が背景にあることや、今後、受診を差し控えない患者と差し控える患者との格差が拡大していくことが懸念されるとの指摘があることは重く受け止めるべきである。

こうした状況の下で、高齢者の医療費負担を増加させるべきでないことは言うまでもない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、医療保険制度における70歳から74歳までの患者負担特例措置を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。